

多摩区



■人口 205,929人 ■世帯数 98,407世帯
■面積 40.25 km²
(平成19年4月1日現在)



■区の概況

- 多摩区は市の北西部に位置し、多摩川沿いの平たん地と多摩丘陵の丘陵地で形成されています。
- 本市では、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区を「地域生活拠点」と位置付け、登戸土地区画整理事業の推進などにより安全で快適なまちづくりを進めています。平成18年には市立多摩病院や登戸駅ペDESTリアンデッキ等の整備事業が完了し、登戸行政サービスコーナーがオープンするなど、より生活しやすい環境づくりに努めています。
- 多摩区にはたくさんの魅力的なスポットが存在しています。登戸駅近くの多摩川河畔には二ヶ領せせらぎ館があり、多摩丘陵に位置する生田緑地には、約117ヘクタールの広大な緑の中に、世界的に有名な芸術家岡本太郎の作品を収蔵した「岡本太郎美術館」、東日本の代表的な古民家を集めた「日本民家園」などがあります。
- 区内には3つの大学キャンパスが立地、約2万5千人の学生が集う若者のまちでもあります。

■人口と傾向

- 人口は20万を超える5区の中の1区であり、平成12年から17年の5年間の人口増加率は4.5%と市内で低い方となっています。
- 過去5年間の人口動態の内訳を見ると、自然増減は市内最高水準の1,000人程度の増加、社会増減は他区と比べ少なく、平成15年以降は毎年マイナスとなっています。
- 平成18年の年齢別人口では、15歳から65歳未満の人口が73.7%と全市平均と比べ高く、労働人口が多いという特徴があります。特に20代から30代の男性の人口が多くなっています。
- 平成17年の出生率は9.9%で、市内平均となっています。
- 平成18年のひとり暮らし世帯の比率は44.9%で、40%を超える4区の中の1区ですが、高齢者人口のうち、ひとり暮らし高齢者の比率は15.3%で、全市平均と比べて低くなっています。

■その他

- 多摩区では、住民や様々な団体・グループによる活動が盛んであり、「多摩区民祭」「多摩ふれあいまつり」「たまたま子育てまつり」「多摩区民健康フェア」などの大きなイベントを住民が中心となって実施しています。
- 地域福祉計画推進会議では、活動を広く住民に周知し、また活動団体・グループ間の交流を図るため、「多摩区地域福祉活動交流会」を主催しました。地域の方々へ活動が浸透し、また活動に関心を持ってもらうきっかけになるとともに、活動団体・グループ同士がお互いの活動内容や活動上の課題を共有する場となりました。

■ 第1期計画での取組事例

【多様な交流の機会の拡大】

●地域福祉活動交流会の開催

地域活動団体及び多摩区社会福祉協議会の活動紹介と意見交換会

○平成18年度活動発表団体《3日・3か所で開催》

生田地区社会福祉協議会／りぷりんと・かわさき／

川崎市心身障害者地域福祉協会多摩支部／ひらいサロン／

多摩区運動普及推進員の会／菅地区社会福祉協議会／多摩区みんなの公園体操／

子育てサロン「バンビ」稲田中野島地区民生委員児童委員協議会主催／オリーブの会／

菅みのりの会／稲田第一地区社会福祉協議会／たま・あさお精神保健福祉をすすめる会／

子育てサロン「ひよっこ」登戸地区民生委員児童委員協議会／川崎北部美容組合

○平成17年度活動発表団体《3日・3か所で開催》

星の子愛児園／ほっとハンド／中野島町会福祉部／にこにこ道場／コスモスの家／

月見台自治会／ままとんきっず／ぐらすかわさき／多摩区老人クラブ連合会／

多摩区社会福祉協議会

●子育てサロンの運営及び支援

○地域で子育て中の親子が集まれる場を提供

保育園・主任児童委員共催／民生委員・児童委員主催／

保健福祉センター主催等

●子ども・高齢者・障害者の交流の機会の拡大

○シニア読み聞かせボランティア（りぷりんと・かわさき）

による乳幼児や小学生との世代間交流

○多摩区民健康フェア等

たまたま子育てまつりと同日開催することにより、子どもや子育て中の親、高齢者、障害者等が交流することができるようになっています。



【地域福祉の担い手の育成】

●地域保健福祉活動を担うボランティアの育成

○健康づくりボランティアの育成・支援

・運動普及推進員

運動を中心とした健康づくりを推進し、月1回、区民に対して運動体験教室や公開講座を行っています。

・食生活改善推進員

健康な食生活の普及や実践を中心とした健康づくりを推進しています。

・介護予防・健康づくりボランティア

（多摩区みんなの公園体操運営委員・多摩区いきいき体操運営委員）

ボランティアが中心となって、多摩区内の公園や老人いこいの家等の会場で、健康づくりと介護予防を目的とした体操を実施し、さらに普及・拡大に努めています。



○子育てボランティア育成・支援(すくすく子育てボランティア事業)
保健福祉センターでの乳幼児健康診査や事業に来所した子どもを保育する他、年に数回、保健福祉センターを利用している親子が立ち寄れる「ほっとサロン」を開いています。

○精神保健ボランティア育成協力

ボランティア育成と精神保健の普及啓発を目的に講座を開催

講座受講生を中心としたグループ「ゆきわり草」は保健福祉センター、地域作業所、精神科病院等で活動しています。

●学生によるボランティア体験

中学生、高校生の保育園ボランティア体験/
大学生の小・中学校ボランティア体験等



●活動団体のネットワーク化について

○障害者自立支援協議会

障害者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう

地域のシステムづくりを目標とし、月1回の会議開催と広報誌「たま福祉ネット」を発行しています。

○地域ケア連絡会議

介護予防・生活支援の観点から、地域の要援護高齢者等の保健・福祉の向上を目指し、関係機関が連携した会議を実施しています。

○健康づくり推進会議

精神保健に関する医療・保健・福祉のネットワークづくり

【情報の共有化の推進】

●子育て情報の発信

○子育てWEB及びWEBカレンダーの作成

区民協働事業として多摩区のホームページからリンクされています。

○ママ'Sサロンタイムズの発行

子育て中の母親が集まり子育てに活かせる情報を編集・作成し、年6回発行しています。

○子育てBOOKの発行

妊娠から入学まで、子どもに関する情報を掲載した冊子を配布しています。

●精神保健に関する情報の発信

『こ・こ・た・ま』、『別冊こ・こ・た・ま』『こ・こ・た・ま2007年』の作成及び発行
精神保健講演会の開催

●障害に関する情報の発信

自立支援協議会からの広報誌『たま福祉ネット』の発行

●健康づくり・介護予防に関する情報の発信

・『健康づくり・介護予防マップ』の発行

・『健康づくりだより』の発行

・健康づくり・介護予防の活動紹介パンフレットの作成及び発行

『多摩区みんなの公園体操・いきいき体操ガイドマップ』、

『多摩区みんなの公園体操』『多摩区いきいき体操(椅子編・床編)』



■第2期計画における「計画の理念」

あらゆる場面、機会を通して、いろいろな人とふれあい、 交流（支え合い・助け合い）できるまち

地域福祉計画の1期で取り組んできたこの理念は、今もなお必要なことであり、2期も理念は変えることなく推進していく必要があると考えています。

■第2期計画へむけた課題への対応

●あらゆる場面で交流の機会を推進する

全体的に住民同士の交流する機会が少ない。また保健福祉活動を行っている個人、団体同士の交流機会も限られているため、活動を知ってもらえる機会や住民同士が交流する場を設置する必要があります。

●地域福祉の担い手を育てる

既存の団体は活発に活動している反面、新たに活動を始める人材が不足しています。知識・経験・技術を伝える場を設けるとともに、新しい担い手の発掘・研修・体験の場を確保する必要があります。

●活動できる場所を確保する

活動場所や会場の確保に苦勞している団体も多く、活動を阻害する要因のひとつとなっています。公共施設の利用提供の検討とともに、各地区にある既存施設の利用についても検討が必要です。

●情報共有化の仕組みをつくる

新しい情報がどこに行けば手に入るのか、また、情報を伝えたくても、どのように発信すれば区民に広く伝わるのかがわかりにくい。誰もが、情報の発信・受信をできる仕組みが必要です。

●団体をつなげるコーディネーターを育てる

各団体が主体的に活動をしているが、団体同士の連携、情報の共有が図りにくい状況にあります。そのため、団体同士をつなげる機関、人材の育成を進めるとともに、共に考える機会が必要です。

■第2期計画における重点的な取り組み

●子育て支援の推進

○幼児の発達支援

「言葉が遅い」「多動」などの、養育に困難さや心配のある親子を対象に、子どもへの対応方法の経験や親同士の交流により、育児不安の軽減と発達支援を行います。

1歳半～2歳児、3歳～3歳半児を対象に、保健福祉センターにおいて、親子遊びの会等をそれぞれ月1回開催し、保育士、体育指導員、心理職、言語聴覚士、保健師等がサポートしていきます。

●障害者福祉の推進

○地域精神保健福祉連絡会議の開催

精神保健福祉は、精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の促進及び地域住民の精神的健康の保持増進に至るまで、保健・医療・福祉の総合的対応が必要とされているため、各分野から構成された定例的な連絡会議を開催していきます。

○自立支援協議会の支援

平成18年の障害者自立支援法制定により3障害（身体・知的・精神）を対象とした障害福祉サービスが提供されるようになりました。障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指し、相談支援の充実を図り、地域の幅広い関係機関のネットワークを構築していきます。

○多摩区ふれあいデー（仮称）

障害福祉に関する理解と関心を深めるために、月1回、区役所総合庁舎1階アトリウムにて開催します。障害に関する活動をしている団体・作業所・家族会等が実行委員会を立ち上げ、運営を担当し、活動紹介、普及啓発活動、相談コーナー、作業実演・体験、展示販売等を行います。

●健康づくり・介護予防活動の推進

○ボランティアの育成及び活動支援

健康づくりを実践するための地域環境づくりとその活動を支えるボランティアの育成を推進し、元気な高齢者になるべく要介護状態にならないように、介護が必要な人もそれ以上悪化させないように支えていくことを目指します。

様々なボランティアと協働で、町内会・自治会、老人クラブ等とも連携しながら活動を展開していきます。また、高齢者や障害者でも参加できる活動の場づくりを行います。

多摩区地域福祉計画 体系図

●基本理念

あらゆる場面、機会を通して、いろいろな人とふれあい、
交流（支え合い・助け合い）できずなをもち

●基本目標

- 1 「交流の機会」の拡大
- 2 「保健福祉活動の担い手」の育成
- 3 「情報の共有化」の推進

●基本方針

- 1 住民相互が交流できる機会を増やし、情報交換のしやすい仕組みを作ります。
- 2 子育て中の人や高齢者、障害者等が各地区の既存施設を有効活用できるように働きかけます。
- 3 保健福祉活動を行う機関や団体、NPOとの連携を図ります。
- 1 経験や技能を活かせる人材の発掘に努めます。
- 2 様々な対象に応じたボランティアの育成を推進します。
- 3 ボランティア活動等を伝え合う場を作るとともに、活動の場所が広がるように働きかけます。
- 1 保健福祉に関するネットワークづくりを推進し、多摩区内の支援体制を強化します。
- 2 区のホームページ（多摩区子育てWEBを含む）の活用だけでなく、情報拠点の整備や回覧板、掲示板、冊子等を用いた広報に努めます。
- 3 様々な場面で区民のニーズの把握に努めます。

多摩区 の 取 組

基本目標1 『交流の機会』の拡大

多摩区では、子育て家庭や障害者、高齢者等、様々な住民がお互いを理解し合い、気軽にふれあい、福祉に関心を持てるような環境づくりを推進するため、住民相互が交流できる機会を増やしていくとともに、情報交換のしやすい仕組みづくりや区内の既存施設の有効活用などを図っていきます。また、既に保健福祉活動を行う機関や団体、NPO との連携を強化していきます。

基本方針1 住民相互が交流できる機会を増やし、 情報交換のしやすい仕組みを作ります

地域保健福祉の推進の第一歩は、住民がお互いに理解し合い、福祉に対する関心を持つことが必要であると考えます。多摩区では誰もが気軽にふれあい、福祉に関心を持てるような環境づくりに努めます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 広く交流の場を設けるため、全住民を対象にしたイベントの開催及び参加協力	全住民を対象にしたイベントを開催することにより、地域保健福祉の普及啓発、住民間の交流、世代間交流を推進するとともに、参加団体の連携強化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩区民健康フェア ●多摩ふれあいまつり ●たまたま子育てまつり ●地域福祉活動交流会
2 妊娠期から子育て期まで支援が必要な区民への対策の充実	子育て支援体制の強化をするとともに、親同士の交流を推進し、区民の理解を深めるための広報活動をします。	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援事業 ●地域子育てサロン事業 ●幼児の発達支援
3 障害者、認知症高齢者支援の充実	住み慣れた地域で充実した生活を送れるよう、支援をしていくとともに、障害者福祉に関する普及啓発のための広報活動を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩区ふれあいデー(仮称) ●精神保健福祉講座 ●認知症高齢者介護教室 ●自立支援協議会による広報紙の発行
4 健康づくりの場を提供するとともに、交流の機会の充実	市政だより、ホームページ等を活用した広報により、広く区民に周知し健康づくりの輪を広げます。	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩区みんなの公園体操 ●多摩区いきいき体操

基本方針2 子育て中の人や高齢者、障害者等が各地区の既存施設を有効活用できるように働きかけます

多摩区内では多くの人たちが保健福祉活動をしています。活動場所の確保に苦勞している人も少なくありません。既存の施設を有効に活用するため、利用状況調査等を実施し、広く活用できるように検討します。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 公共施設等の利用状況調査の実施と有効活用の方法について検討	生田出張所、学校の教室、町内会・自治会の会館等の既存の施設の利用状況等を把握することにより、新たな活動場所の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●利用実態調査の実施 ●地域作業所の地域への施設開放
2 地域サロンや子育てグループ育成事業、介護予防グループ支援事業	地域サロンや子育てグループ、介護予防グループの活動拠点整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てグループ支援 ●ミニデイ、地域リハビリ ●患者・家族会等のグループ支援 ●老人いこいの家を拠点とした介護予防事業

基本方針3 保健福祉活動を行う機関や団体、NPOとの連携を図ります

区内で活動している人たちが共に協力し、成長し合えるよう、行政とボランティアの連携を進めます。また、研修会等の実施によりボランティア同士の連携を強化します。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 行政、区社協、支援団体、民生委員・児童委員、福祉施設、ボランティアグループ、NPOの連携を強化	行政、区社協、団体の連携を強化することにより、情報の共有化を推進し、活動の活性化を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者自立支援協議会 ●介護予防グループ支援事業 ●健康フェア実行委員会 ●リハビリ交流会実行委員会 ●地域ケア連絡会議
2 NPOやボランティア団体の活動支援	既存の団体の活動支援を継続するとともに、新たに活動を始める団体に対しては、職員の派遣、研修会の開催等による支援をします。	<ul style="list-style-type: none"> ●すくすく子育てボランティア事業 ●介護予防支援事業 ●ボランティアセンターとの連携
3 縦断的な研修の実施	保健福祉、ボランティアに関する研修会を開催し、個々のスキルアップを支援するとともに、分野にとらわれない縦断的な研修会を実施することにより、連携の強化を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ●各種研修会の実施

基本目標2 『保健福祉活動の担い手』の育成

地域福祉の推進のためには、一人でも多くの方が保健福祉活動に携わることが必要となります。そのため、多摩区では、社会福祉協議会などと連携し、豊富な経験や技能を持つ団塊の世代の人たちが福祉活動をはじめきっかけづくりをしていくとともに、新たな担い手となるボランティアの育成や既に活動しているボランティアの知識と技術の向上のための講座・研修会など、ボランティアの育成を推進していきます。さらに、ボランティア活動を行う団体同士の交流の場づくりとして、交流会や学習会を開催していきます。

基本方針1 経験や技能を活かせる人材の発掘に努めます

熟年男性の持っている、経験や技能を活かせるよう行政と社協が協力してボランティア活動のきっかけづくりをしていきます。

既存のグループを支援していくとともに、これから活動する人たちを応援します。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 熟年男性の人材育成と支援の充実	団塊の世代の人たちが福祉活動をはじめきっかけづくりとしての講座を開催します。また、ボランティア活動を始められるよう応援していきます。	●区社協と協働によるボランティア講座の開催
2 子どもと母親のための事業の充実	妊娠期における両親学級をはじめ、子育てサロン、発達支援等、子どもと母親を支援する事業を充実します。当事者による活動を応援します。	●地域子育てサロン事業 ●『ママと遊ぼうパパもね』 ●幼児の発達支援事業 ●子育てボランティア講座 ●子育てBOOKの作成
3 介護予防事業の充実	介護予防グループを支援し、普及啓発に努めます。	●介護予防グループ支援事業 ●介護予防普及啓発事業 ●いこい元気広場 ●地域包括支援センターとの協働
4 健康づくりのための事業の充実	健康づくりボランティア、運動普及推進員を支援し、健康づくりのための事業を充実します。	●多摩区みんなの公園体操 ●多摩区いきいき体操 ●ウォーキング体験教室

基本方針2 様々な対象に応じたボランティアの育成を推進します

これからボランティア活動を始めたいと思っている人たちの、活動を始めるきっかけづくりをしていきます。ボランティア活動をしている人たちが充実した活動ができるよう支援していきます。

■ 具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 新たな人材の発掘を目的とした研修会、講座の開催	ボランティア活動に対する関心を深めるための研修会、講座の開催、広報活動の充実に取り組みます。ボランティア活動につながるような仕組みづくりを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ●社協ボランティアセンターとの協働による精神保健福祉講座 ●すくすく子育てボランティア事業 ●運動普及推進員養成教室 ●食生活改善推進員養成教室 ●介護予防・健康づくりボランティア養成
2 ボランティア活動をしている人の知識と技術の向上を目的とした研修会の開催	よりよい活動ができるよう、知識を深める研修会を実施するとともに、日ごろの活動を伝えあう場を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア学習会 ●子育てボランティア・オリーブの会 ●社協ボランティアセンターとの協働による精神保健福祉講座 ●地域活動交流会

基本方針3 ボランティア活動等を伝え合う場を作るとともに、活動の場所が広がるように働きかけます

日ごろの活動を多くの人たちに伝えられる場を設け、地域との交流を促進していきます。また、学習会等の開催により団体同士の交流の場を作ります。

■ 具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 地域での交流会の実施	地域福祉活動交流会を実施し、ボランティア活動の発表の場を設け、ボランティア同士の交流、地域住民との交流を促進します。	●地域福祉活動交流会の実施
2 ボランティア学習会・交流会の実施	ボランティア学習・交流会を開催し、連携の強化を推進します。	●ボランティア学習・交流会

基本目標3 『情報の共有化』の推進

区民、ボランティアグループ、町内会・自治会、民生委員・児童委員、区社協、行政が連携し、多摩区独自の保健福祉に関するネットワークを構築し、安心して暮らせるまちづくりを進めていくとともに、誰もが必要な時に、必要な情報が得られるようホームページ、チラシ等の情報発信方法の検討を行い、情報の共有化を図っていきます。また、職員の知識向上や利用者の意見集約など様々な場面での区民ニーズの把握に努めていきます。

基本方針1 保健福祉に関するネットワークづくりを推進し、多摩区内の支援体制を強化します

区民、ボランティアグループ、町内会・自治会、民生委員・児童委員、区社協、行政が連携し、誰もが、安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1 保健・医療・福祉が連携し、区独自のネットワークづくりの推進	それぞれ個々に実施されていた会議の情報、課題等を共有できるような仕組みづくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者自立支援協議会 ●健康づくり推進会議 ●多摩区こども総合支援連絡会議 ●地域ケア連絡会議 ●地域精神保健福祉連絡会議
2 高齢者、障害者などが地域で安全・快適に暮らすことができるまちづくりの推進	町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員と協力して、誰もが安心して暮らせる街づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待防止に対する支援の周知及びネットワークの構築 ●災害時要援護者避難支援制度 ●多摩区徘徊高齢者SOSネットワーク事業

基本方針2 区のホームページ（多摩区子育てWEBを含む）の活用だけでなく、情報拠点の整備や回覧板、掲示板、冊子等を用いた広報に努めます

区民の誰もが、必要なときに必要な情報が得られるようホームページ、チラシ等の情報発信方法の検討を行い、情報の共有化を図っていきます。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1. ホームページ（多摩区子育てWEBを含む）の普及・利用促進	区民の誰もが利用しやすいホームページづくりを心がけます。	●区ホームページ
2. 『こ・こ・た・ま』、健康づくり・介護予防MAPの普及、子育てBOOKの作成	健康づくり、介護予防、子育ての冊子等の作成、配布による普及に努めます。	●障害者自立支援協議会での広報誌発行 ●子育てBOOKの改訂
3. 町内会・自治会との連携による、回覧板、掲示板の活用。	区民にとって身近な広報手段である回覧板、掲示板の有効利用について検討します。	●庁内会議の開催

基本方針3 様々な場面で区民のニーズの把握に努めます

保健福祉にかかわる事業等が住民の興味や社会情勢に応じたものになるとともに、利用者の満足度が向上することを目指します。

■具体的な取組

基本施策	施策の方向性	計画期間（H20～H22年度）の取組
1. 職員の知識の向上	職員の資質や知識の向上に努め、よりよい相談体制の確立を目指します。	●各種職場研修
2. 利用者の意見集約	利用者の意見を参考に、窓口での相談がスムーズにできるように努めます。	●アンケート調査